

## 資料2

国立大学法人評価委員会  
大学共同利用機関法人分科会  
業務及び財務等審議専門部会  
(第19回) H23.2.18

### 大学共同利用機関法人の役員報酬規程の改正について

#### 1 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について (別紙1、別紙2参照)

- 常勤役員の俸給月額を引き下げる改正 (全4法人)
- 期末・勤勉手当等を引き下げる改正 (全4法人)
- 常勤役員に準じて非常勤役員手当を引き下げる改正 (2法人)

#### 2 その他の改正について

- 今回、改正なし

## 国家公務員給与の改正概要

**【指定職における給与の改正ポイント】**(改正時期…平成22年12月1日)

### (1) 俸給月額の改定

- ・俸給月額の引下げ

平均0.2%引下げ

- ・経過措置額の引下げ

平成18年度給与構造改革に伴う激変緩和措置として適用されている現給保障措置について、基礎額から0.56%減額

### (2) 期末・勤勉手当の支給月数の引下げ

0.15月分の引下げ(年間3.10月分 → 2.95月分)

### (3) 減額調整

平成22年4月からの較差相当分を解消するため、平成22年12月期の期末手当の額で減額調整

(1) 国の指定職俸給月額の変遷推移(平均0.2%引下げ)

現行(～22.11.30)			改正後(22.12.1～)	
号俸	俸給月額		号俸	俸給月額
1	726,000	⇒	1	724,000
2	782,000		2	780,000
3	840,000		3	838,000
4	919,000		4	917,000
5	991,000		5	989,000
6	1,063,000		6	1,060,000
7	1,138,000		7	1,135,000
8	1,207,000		8	1,204,000

(2) 国の指定職職員の期末・勤勉手当支給月数

年度	6月期	12月期	計
21年度	1.45	1.65	3.10
22年度	1.45	1.50	2.95
23年度以降	1.40	1.55	2.95

※国は22年12月期と23年度以降の支給月数についてそれぞれ改正を行った。

(3) 減額調整の方法

平成22年12月期期末手当額 = 改正後の規程による期末手当額 - 調整額(A + B)

A = 平成22年4月分給与 × 0.28 × 8ヶ月分(4月～11月)

B = 平成22年6月期期末・勤勉手当額 × 0.28

(4) 経過措置額の引下げ方法

平成18年度給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額を0.56%減額

「現行」支給額 = 新法月額 + (平成18年3月31日に受けていた額と新法月額との差額 × 99.68)

→「改正後」支給額 = 新法月額 + (平成18年3月31日に受けていた額と新法月額との差額 × 99.44)

## 1. 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について

### ○常勤役員の俸給月額を引き下げる改正

改正内容		法人数	法人名
0.2%引下げ (国と同様)	平成22年4月から引下げ(減額調整)	0	—
	平成22年12月から引下げ	4	人間文化研究機構、自然科学研究機構、 高エネルギー加速器研究機構、 情報・システム研究機構
計		4	—

### ○期末・勤勉手当等を引き下げる改正

4

改正内容		法人数	法人名
0.15月分引下げ	国と同様の支給月数(年間2.95月)	2	高エネルギー加速器研究機構 情報・システム研究機構
	国より低い支給月数(年間2.85月)	1	自然科学研究機構
	国より低い支給月数(年間2.91月)	1	人間文化研究機構
計		4	—

### ○常勤役員に準じて非常勤役員手当を引き下げる改正

改正内容		法人数	法人名
平均0.2%引下げ		2	人間文化研究機構 高エネルギー加速器研究機構
計		2	—

○公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）（抄）

3(3) 独立行政法人（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準も十分考慮して給与水準を厳しく見直すよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

○国立大学法人法(平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号)による読替後の独立行政法人通則法(抄)  
(役員報酬等)

第五十二条 国立大学法人等の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 国立大学法人等は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を国立大学法人評価委員会に通知するものとする。

2 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができる。